別表第二号（第６条関係）

［第１～第29　略］

第30　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［１・２　略］

３　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの

⑴　占有周波数帯幅が20MHz以下のもの　20MHz

⑵　占有周波数帯幅が20MHzを超え40MHz以下のもの　40MHz

⑶　占有周波数帯幅が40MHzを超え80MHz以下のもの　80MHz

⑷　占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下のもの　160MHz

４　［略］

５　［略］

［第31～第78　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～28　略］

29　小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の１MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備（⑵、⑷及び⑸に掲げるものを除く。）

［表略］

⑵　5,150MHzを超え5,250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局であつて自動車内に設置する無線局の送信設備

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
20MHz以下	5,180MHz	5,142MHz以下	0.5μW以下
		5,142MHzを超え5,150MHz以下	３μW以下
	5,240MHz	5,250MHz以上5,250.2MHz未満	$0.2\times10^{1-\left(\frac{8}{3}\right)(f-9.75)}$ mW以下
		5,250.2MHz以上5,251MHz未満	$0.2\times10^{1-(f-9)}$ mW以下

別表第二号（第６条関係）

［第１～第29　同左］

第30　［同左］

［１・２　同左］

［新設］

３　［同左］

４　［同左］

［第31～第78　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～28　同左］

29　小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の１MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備（⑶及び⑷に掲げるものを除く。）

［表同左］

［新設］